

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日となる)

目 次

- ◇ 告 示 土地収用法による土地の立入り(管理課)
- ◇ 公 告 クリーニング師試験の実施(県民生活課)

告 示

鳥取県告示第五百十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一條第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同條第四項の規定により告示する。

平成十一年八月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧架空送電線 黒坂線 No 77、86・1 鉄塔建替工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町荏字清水田、中祖字中河原、字安兵衛田、字樋口大井手、字中祖屋敷及び字権現下タ並びに宇代字権現平上ミ、字下モニタ子、字上ノ谷東平上ミ、字上ノ谷南平、字上ノ谷西平、字上谷西平下モ、字後谷奥、字ニ子坂、字鳥越エ、字後口谷入口、字後口谷山、字道際、字馬ノ子山及び字ナラシカ谷並びに西伯郡会見町鶴田字堤ヶ谷地内

四 立ち入ろうとする期間

平成十一年八月十日から同年十月九日まで

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7條第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成11年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成11年10月5日(火)	午前10時から午前11時30分まで
実 地 試 験	平成11年10月5日(火)	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。

<p>ア 衛生法規に関する知識</p> <p>イ 公衆衛生に関する知識</p> <p>ウ 洗濯物の処理に関する知識</p> <p>(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）</p> <p>イ 洗濯物の処理に関する技能（しみ抜き及びアイロン仕上げ）</p> <p>(4) 試験には、次のものを持参しなければならない。</p> <p>ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具</p> <p>イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長さでのアイロンセット（綿の混入率が35パーセント以上で白色のものに限る。）</p> <p>4 受験資格</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項に規定する者を含む。）であること。</p> <p>5 受験手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>ア 履歴書（日本工業規格によるもの）</p> <p>イ 受験資格を有することを証明する書類</p> <p>ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の名刺型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）</p> <p>(2) 受付期間</p> <p>平成11年8月23日（月）から同年9月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、郵送による場合は、平成11年9月10日（金）までの消印があるものに限る。）</p> <p>(3) 提出先</p> <p>鳥取県生活環境部県民生活課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271）又は県内各</p>	<p>保健所若しくは保健所支所に持参又は郵送すること。</p> <p>なお、郵送による場合は、普通書留とすること。</p> <p>6 受験手数料及び納付方法</p> <p>受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>なお、既納の手数料は、還付しない。</p> <p>7 合格者の発表</p> <p>(1) 発表日 平成12年10月13日（水）</p> <p>(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。</p> <p>(2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部県民生活課（電話0857-26-7185）又は県内各保健所若しくは保健所支所に照会すること。</p> <p>なお、郵便によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。</p>
--	--